

お客さま 各位

群馬県信用組合

## キャッシュカードによる出金の一部利用制限について (金融犯罪防止対策)

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、全国的に多発しております金融犯罪への対策といたしまして、65歳以上のお客さまを対象にキャッシュカードによるATMでのお振込み限度額の制限を実施してまいりました。

しかしながら、近年ご高齢のお客さまを中心に、キャッシュカードをだまし取られ、口座から不正に現金を引き出される被害が増加しております。こうした状況を踏まえて、下記のとおり、キャッシュカードによる出金取引を一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 緊急対応の内容

次のお客さまの口座につきましては、ATMでの1日の出金限度額を「10万円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる当組合ATMおよび他金融機関ATMでの10万円超の出金取引ができなくなります。

##### (1) 対象となるお客さまの口座

70歳以上のお客さまで、過去3年間キャッシュカードを使用したATMでの出金取引をされていないお客さまの口座

※通帳発行のみで3年以上経過後にキャッシュカードを新規で発行した口座を含みます

##### (2) 対応開始時期

令和 5年10月 2日(月)

#### 2. ATMによる出金取引を希望されるお客さま

緊急対応の対象となるお客さまで、キャッシュカードによる10万円超の出金取引を希望される場合は、お手数をおかけしますが、平日の営業時間内にお取引店窓口へお申し出ください。

本人確認のうえ、ATMの出金限度額を変更させていただきます。

以 上

